

南箕輪村

休日の地域クラブ活動 運営ガイドライン

目 次

I	本ガイドライン策定の目的	2
II	休日の地域クラブ活動の環境整備	2
1	本村がめざす休日の地域クラブ	
2	運営団体とその業務内容について	
	(1) 運営団体の事務局	
	(2) 実施主体	
	(3) 南箕輪村 中学校南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会の設置	4
	(4) 情報発信	
3	各クラブ（実施主体）の運営と留意事項	5
	(1) 適切な運営体制の構築	
	(2) 適切な指導体制の構築	8
○	おわりに	9

令和7年9月 策定
南箕輪村教育委員会

I 本ガイドライン策定の目的

本村では、令和3年度より国のガイドライン及び県の新指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と教員の働き方改革の推進の両立に向け、本村の実情に応じた休日の地域クラブ活動への移行の取組を進めてきました。

令和5年2月に「休日の地域クラブ活動に関する地域協議会」を設置し、全体の方向性・具体的な推進について協議（全7回）を重ねながら、各部活動の保護者会・顧問・外部指導者で構成した「休日の地域クラブの立ち上げ作業部会」において、具体策を検討（全5回）してきました。

令和6年11月28日に、12クラブが実施団体として「休日の地域クラブ」を立ち上げました。その後の準備期間を経て、令和7年4月から活動が始まりました。運営団体は、南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会とNPO法人南箕輪わくわくクラブがそれぞれの任務を担いつつ連携を図りながら、運営にあたっています。

そこで、南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会では、「休日の地域クラブ」が安定的にかつ持続可能な組織とし維持されることを目的として、「南箕輪村 休日の地域クラブ運営ガイドライン」を策定しました。

II 休日の地域クラブ活動の環境整備

1 本村がめざす休日の地域クラブ

本村では、休日の地域クラブの活動を通じ、クラブ会員の心身の健全な発達と技術の向上を図り、また相互間の親睦を図ることを目的とします。また、NPO法人南箕輪わくわくクラブ（以下「わくわくクラブ」という。）の目的実現に協力します。

【わくわくクラブの目的】

「この法人は、地域住民に対して、運動・スポーツ・カルチャー活動の普及推進に関する事業を行うことによって、運動・スポーツ・カルチャーの振興、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる心身の健全な育成、地域住民の受益者負担の精神と自主運営による地域社会全体の活性化を図り、生涯スポーツ・カルチャーの振興に寄与することを目的とする。」

「休日の地域クラブ」の基本理念は次のとおりです。

【基本理念】 「地域の中で 仲間と共に 自分を磨く」

地域クラブを運営する中心は、生徒会員の保護者の皆様です。そういった意味でも、保護者の皆様が、地域の中で、仲間と共に、生徒の活動を支える応援団であってほしいと願います。

上記の基本理念は、生徒の皆さんはもちろん、保護者の皆様、指導者の皆様等、この地域クラブに関わる方々みんなで共有したい願いです。

2 運営団体とその業務内容について

本村では、休日の地域クラブを運営する運営団体は下図の通りです。

(1) 休日の地域クラブの運営団体の事務局を、A「わくわくクラブ」とB「村教育委員会事務局」に置く。

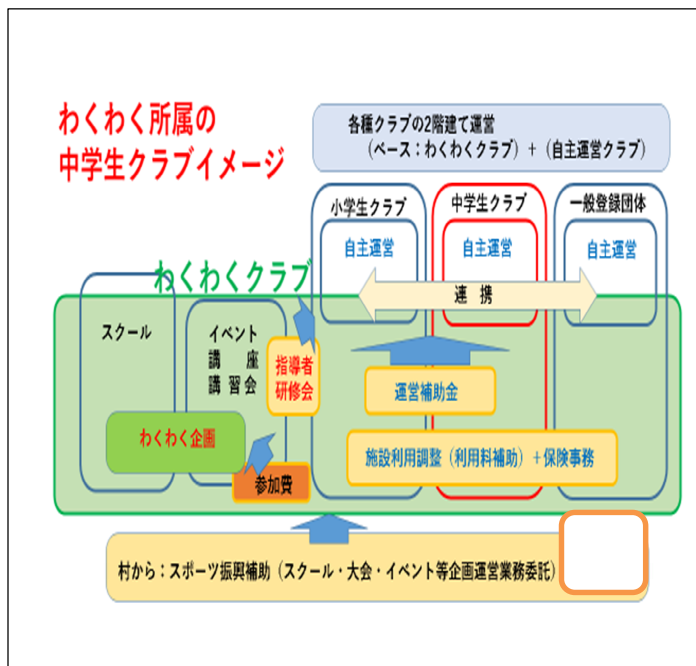
A「わくわくクラブの事務局」は、施設利用の調整、保険事務、運営補助金等の業務を担う。

B「村教育委員会の事務局は、地域クラブの相談窓口、学校との連携等の業務、休日の地域クラブの諸課題の解決業務、指導者研修会の業務を担う。

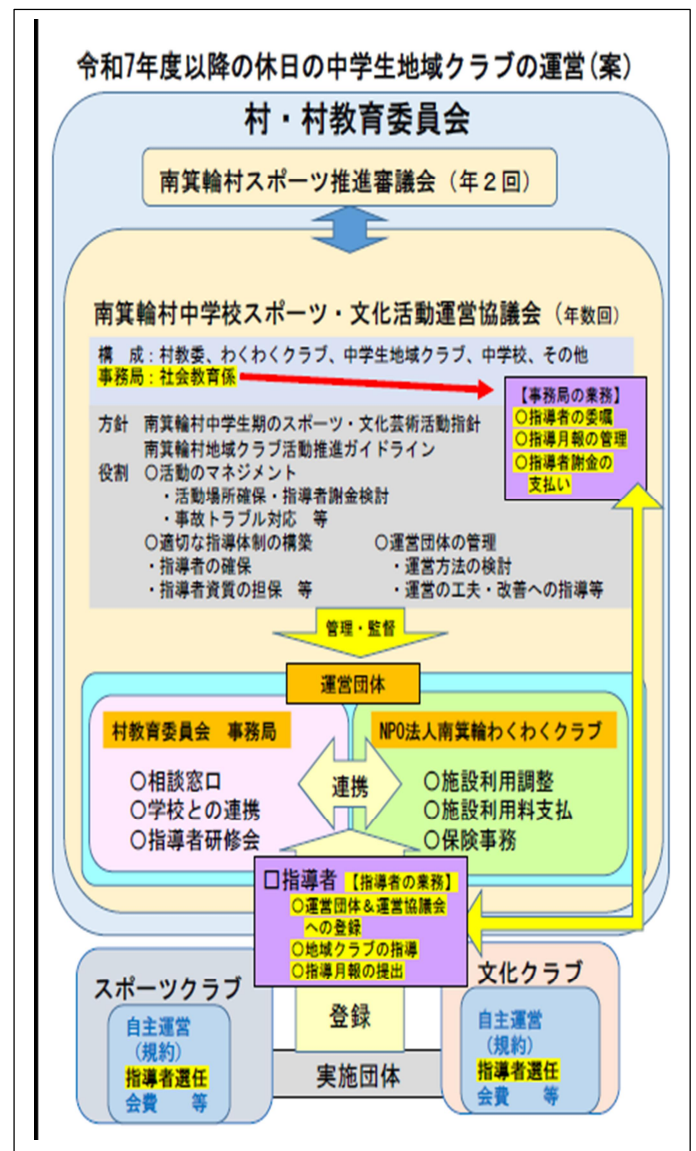
(2) 休日の地域クラブの実施主体は、各地域クラブ（以下「各クラブ」という）とし、わくわくクラブに登録する。

規約作成・組織づくり・指導者確保、会費徴収・会計業務等は、各クラブの自主運営とする。

A「わくわくクラブの事務局」のイメージ 【電話：0265-78-8313】



B「村教育委員会事務局」のイメージ 【電話：0265-76-7007】



(3) 南箕輪村 中学校スポーツ・文化活動運営協議会の設置 (令和7年5月に設置、年3回程度の協議会を予定)

設置要綱は次の通りです。

南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 南箕輪村における中学生期の持続可能なスポーツ・文化活動の実現を図ることを目的とし、各地域クラブ活動が円滑な運営を行うことができるように、情報交換を行ったり、必要事項を検討したりするため、南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域クラブ活動の運営に関する事項
- (2) 地域クラブ活動の指導者の確保及び資質向上に関する事項
- (3) 地域クラブ活動の運営資金及び財源に関する事項
- (4) 地域クラブ活動の課題の整理及び検証に関する事項
- (5) 地域クラブ活動における事故の防止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブ活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体及び文化団体関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 中学生地域クラブの代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された委員の任期は、その在職期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は原則として公開するものとする。

- 2 協議会の会議の傍聴に係る手続、定員、制限等については、南箕輪村教育委員会傍聴人規則（昭和31年教育委員会規則第3号）の規定に準ずるものとする。

(意見聴取等)

第8条 会長は、所掌事項に関し、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育係において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(4) 情報発信（R5年10月より、小1～中3全保護者を対象として毎週金曜日に情報発信）

「休日の地域クラブ」立ち上げに向け、その趣旨・国や県の動向・村の方向や立ち上げの様子を保護者連絡アプリで情報発信してきました。

これからは、休日の地域クラブ運営情報「地域の中で 仲間と共に 自分を磨く」を必要に応じて発信していきます。

3 各クラブ（実施主体）の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

① 運営方針等の決定

ア 規約の策定・公表

各クラブは、あらかじめ生徒が自分のニーズに合った活動を選択できるよう、また生徒や保護者の理解を得るため、クラブ規約を策定し、公表します。

規約には、①総則 ②会員 ③組織、④総会 ⑤役員会 ⑥事務局 ⑦指導者 ⑧会計 ⑨ 保険加入・事故等の責任について ⑩細則などを定めます。

② 活動のマネジメント

ア 活動計画の作成

各クラブは、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を運営団体（運営協議会とわくわくクラブ）に提出します。－

イ 会費設定と適切な会計処理

各クラブは、会費について、生徒や保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で設定します。

また、公正かつ適切な会計処理を行うことはもとより、組織運営の透明性を確保するため、総会時に保護者会員等に会計報告を行います。

なお、各クラブは、年度末の3月には、1年間の会計報告を、運営団体（運営協議会とわくわくクラブ）に提出します。

ウ 活動場所の確保

運営団体は、各クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設に加え、村内の中学校をはじめ小学校施設も活用します。

各クラブは、毎年12月中旬までに、翌年度の活動計画案を運営団体（運営協議会とわくわくクラブ）に提出します。

エ 生徒の移動

徒歩・自転車・車での送迎となります。

オ 団体や大会等への登録

- ・各クラブは、団体・大会等への登録に際しては会員に説明し、事前に理解を得ます。
- ・生徒会員が大会等に参加する場合は、大会等の資格要件等を十分に確認し、登録や登録費の納入が学校部活動と重複しないようにします。
- ・中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会等については、クラブ単位での参加が認められていますが、種目により参加要件等が異なる場合があるため、運営団体は、事前に確認します。休日の地域クラブが大会等に参加する場合は、大会等の主催者の求めに応じて運営団体及び実施主体の関係者が役員・審判などとして大会運営に協力します。

ウ 保護者会員の見守りサポーターの役割

保護者会員による見守りサポートを組織して、休日のクラブの指導を、指導者と協力して行います。

【見守りサポーターの仕事（例）は下記の通りですが、各クラブで決定します。】

① 活動場所の鍵を、村体育館のわくわくクラブの事務所等に借りに行く。

（貸出し簿に必要事項を記載する）

② 活動場所の倉庫、部室等を解錠する。

③ 活動を見守る。（けが等があった場合のサポート。

（保護者連絡、救急車要請、AED準備等）

④ 指導者の指導月報の右側に、サインをする。

⑤ 活動場所の倉庫、部室等の施錠を行う。

⑥ 鍵を、村体育館のわくわくクラブの事務所等に返却する。

（返却簿に必要事項を記載する）

④ 指導者の確保とマネジメント

ア 指導者の任用（解任）

各クラブは、地域クラブ活動の指導者を任用します。

イ 指導者の従事時間の管理と報酬等の支払い

各クラブは、指導計画をもとに指導者のシフトを作成し管理します。また、運営協議会は指導者の指導月報により従事時間を正確に把握し、報酬等を適正に支払います。

また、指導者は、指導月報を毎月の最後の活動終了時に運営団体に提出します、提出方法は、村民センター入り口の守衛さんへ提出します。

ウ 指導者の資質の向上

運営団体は、指導者の知識や指導方法をアップデートし、資質の向上を図るため研修会を開催したり、指導者を対象として開催される外部の研修会への参加を促したりします、。また 県が開催する体罰・ハラスメント根絶や指導法など指導者を対象とした研修会への参加、県が作成する動画コンテンツの利用を推進します。

なお、各クラブは独自に指導者の資質向上に計画的に取り組めます。

エ 指導者の量の確保

- ・運営団体・各クラブは、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等（地方行政職員を含む。以下同じ。）、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- ・運営団体・各クラブ、運営協議会は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。

⑤ 活動の周知に係る広報活動

ア クラブ活動の活動内容についての広報

運営協議会は、地域クラブ活動の状況について、生徒・保護者・学校・関係団体・地域住民等に情報を発信していきます。

⑥ 地域、学校、関係団体等との連携

クラブの運営・活動については、「南箕輪中学校 スポーツ・文化活動運営協議会」において、地域、学校、関係団体等が緊密に情報共有や連絡調整を行います。

(2) 適切な指導体制の構築

① 指導者に求められる資質

- ア 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。
- イ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。
- ウ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意します。
- エ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、運営団体に報告すると共に、看過することなく速やかに対処します。

② 指導者の質の担保

【地域スポーツクラブ活動】

- ア 運営団体は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。
- イ 運営団体は、指導者研修会を通じて、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会等の相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。

【地域文化芸術クラブ活動】

- ア 運営団体は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において指導者を確保し、専門性や資質・能力を育成します。
- イ 運営団体は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対応について、自ら設ける相談窓口において、公平・公正に対処します。

③ 適切な指導の実施

- ア 運営団体・各クラブは、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。また、専門的知見を有するために、指導者研修会を通じて、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

④ 教員等の兼職兼業

- ア 教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和5年2月文部科学省策定。以下「国の手引き」という。）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、サービスを監督するとともに規程や運用の改善を行います。
- イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。
- ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うために、居住地において指導することが実現できるよう努めます。
- エ 教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月厚生労働省策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

※学校における「労働時間」と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする（「時間外在校等時間」も含めて通算された時間について確認・判断することが望ましい）が、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、**目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内となることが望ましい。**

○ おわりに

現在、中学生期にある生徒や小学生が、競技力を向上させたい生徒にとっても、スポーツ・文化芸術活動を愛好したい生徒にとっても、自己実現ができるような環境づくりが不可欠です。さらに、中学校を卒業後も「するスポーツ・文化芸術活動」「見るスポーツ・文化芸術活動」「ささえるスポーツ・文化芸術活動」等、様々な形でスポーツ・文化芸術活動へのかかわりが継続的となり、豊かな人生につなげるため、県の本ガイドラインを受けて策定した本村のガイドラインがその推進役になればと期待しています。